

第16回「サステナブルファイナンス推進委員会」（書面）

2021年12月17日

議 案

○ 報告事項

「SDGs債」の範囲及び統計情報内容の更新について

以 上

意見照会結果を踏まえた改訂案（「SDGs に貢献する金融商品に関するガイドブック」）

（「SDGs に貢献する金融商品に関するガイドブック」抜粋）

旧



SDGs に貢献する金融商品のなかでも、近年注目を集めているのはグリーンボンドやソーシャルボンド、サステナビリティボンドなどを含むいわゆる「SDGs 債」です。調達資金が SDGs に貢献する事業に充当される債券、いわゆる「SDGs 債」には、SDGs の中でも環境・社会へのポジティブなインパクトを有し、一般的にスタンダードとして認められている原則（以下、「原則」といい、例えば、国際資本市場協会（ICMA）によるグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンド・ガイドラインなどを指します。）^{*1}に沿った債券や、事業全体が SDGs に貢献すると考えられる機関^{*2}が発行し、インパクト（改善効果）に関する情報開示が適切^{*3}になされている債券が含まれます^{*4}。

SDGs 債は、環境・社会課題解決を目的とした資金調達として発行されますが、元利払いにおける一般的な SDGs 債の信用力は、その発行体が発行する他の通常の債券と同様となります。SDGs 債が通常の債券と異なる点は、環境・社会課題解決のための資金使途が特定されていることであり、複数の投資家から集められた投資資金は、直接金融市場を通じて、SDGs 達成に資するプロジェクトに供給されます。

- *1 ICMA による原則のほか、国や地域、国際機関等において策定された原則もあります。日本においては、環境省により「環境省グリーンボンドガイドライン」が公表されました（2017 年）。一般的に、これらの原則に従い発行された債券には、準拠する原則に応じグリーンボンド、ソーシャルボンド、又は、サステナビリティボンド等の呼称が付されています。
- *2 事業自体が SDGs に貢献すると考えられる機関としては、主に国際機関が考えられ、例えば、アジア開発銀行、国際復興開発銀行（世界銀行）、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、国際金融公社、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行、北欧投資銀行などがあります。
- *3 例えば、ICMA 原則等で示されるインパクト・レポート（影響評価報告）に準じた内容が考えられます。但し、事業自体が SDGs に貢献すると考えられる機関が発行し、インパクトに関する情報開示が適切になされている債券であっても、原則に沿っていない場合もあることに注意が必要です。
- *4 「SDGs 債」という呼称は主に国内市場で用いられており、海外市場についてはその限りではありません。

新



SDGs に貢献する金融商品のなかでも、近年注目を集めているのはグリーンボンドやソーシャルボンド、サステナビリティボンド、サステナビリティ・リンク・ボンド、トランジションボンド^{*1}などを含むいわゆる「SDGs 債」です。

発行体のサステナビリティ戦略における文脈に即し、調達資金が SDGs に貢献する事業に充当される債券や、SDGs の実現に貢献する KPI 設定／SPTs^{*2}達成型の性質を持つ債券、いわゆる「SDGs 債」には、SDGs の中でも環境・社会へのポジティブなインパクトを有し、一般的にスタンダードとして認められている原則（以下、「原則」といい、例えば、国際資本市場協会（ICMA）によるグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンド・ガイドライン、サステナビリティ・リンク・ボンド原則、クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブックなどを指します。）^{*3}に沿った債券や、事業全体が SDGs に貢献すると考えられる機関^{*4}が発行し、インパクト（改善効果）に関する情報開示が適切^{*5}になされている債券が含まれます^{*6}。

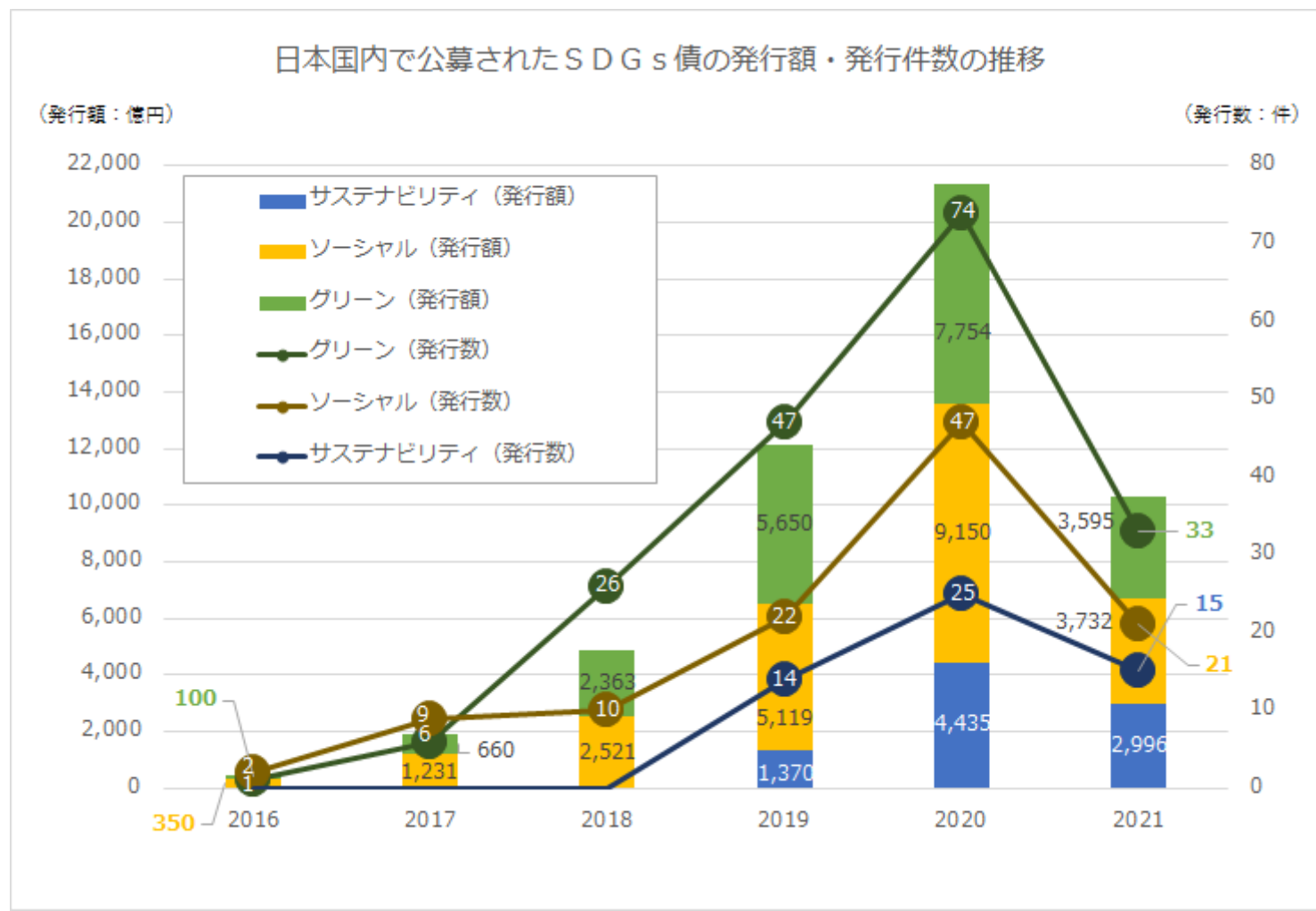
SDGs 債は、発行体のサステナビリティ戦略における文脈に即し、環境・社会課題解決を目的として発行されますが、元利払いにおける一般的な SDGs 債の信用力は、その発行体が発行する他の通常の債券と同様となります。SDGs 債が通常の債券と異なる点は、環境・社会課題解決のための資金使途が特定されている及び／又は SDGs の実現に貢献する KPI 設定／SPTs 達成型の性質を持っていることであり、複数の投資家から集められた投資資金は、直接金融市場を通じて、SDGs 達成に貢献します。

- *1 トランジションボンドは、資金使途特定型（トランジションボンド）及び／又はサステナビリティ・リンク型（トランジション・リンク・ボンド）の債券を含みます。
- *2 KPI : Key Performance Indicators（重要業績評価指標）、SPTs : Sustainability Performance Targets（サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット）
- *3 ICMA による原則のほか、国や地域、国際機関等において策定された原則もあります。日本においては、環境省により「環境省グリーンボンドガイドライン」（2017 年）、金融庁により「ソーシャルボンドガイドライン」（2021 年）、金融庁・経産省・環境省により「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」（2021 年）が公表されました。一般的に、これらの原則に従い発行された債券には、準拠する原則に応じグリーンボンド、ソーシャルボンド、又は、サステナビリティボンド等の呼称が付されています。
- *4 事業自体が SDGs に貢献すると考えられる機関としては、主に国際機関が考えられ、例えば、アジア開発銀行、国際復興開発銀行（世界銀行）、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、国際金融公社、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行、北欧投資銀行などがあります。
- *5 例えば、ICMA 原則等で示されるインパクト・レポート（影響評価報告）に準じた内容が考えられます。但し、事業自体が SDGs に貢献すると考えられる機関が発行し、インパクトに関する情報開示が適切になされている債券であっても、原則に沿っていない場合もあることに注意が必要です。
- *6 「SDGs 債」という呼称は主に国内市場で用いられており、海外市場についてはその限りではありません。

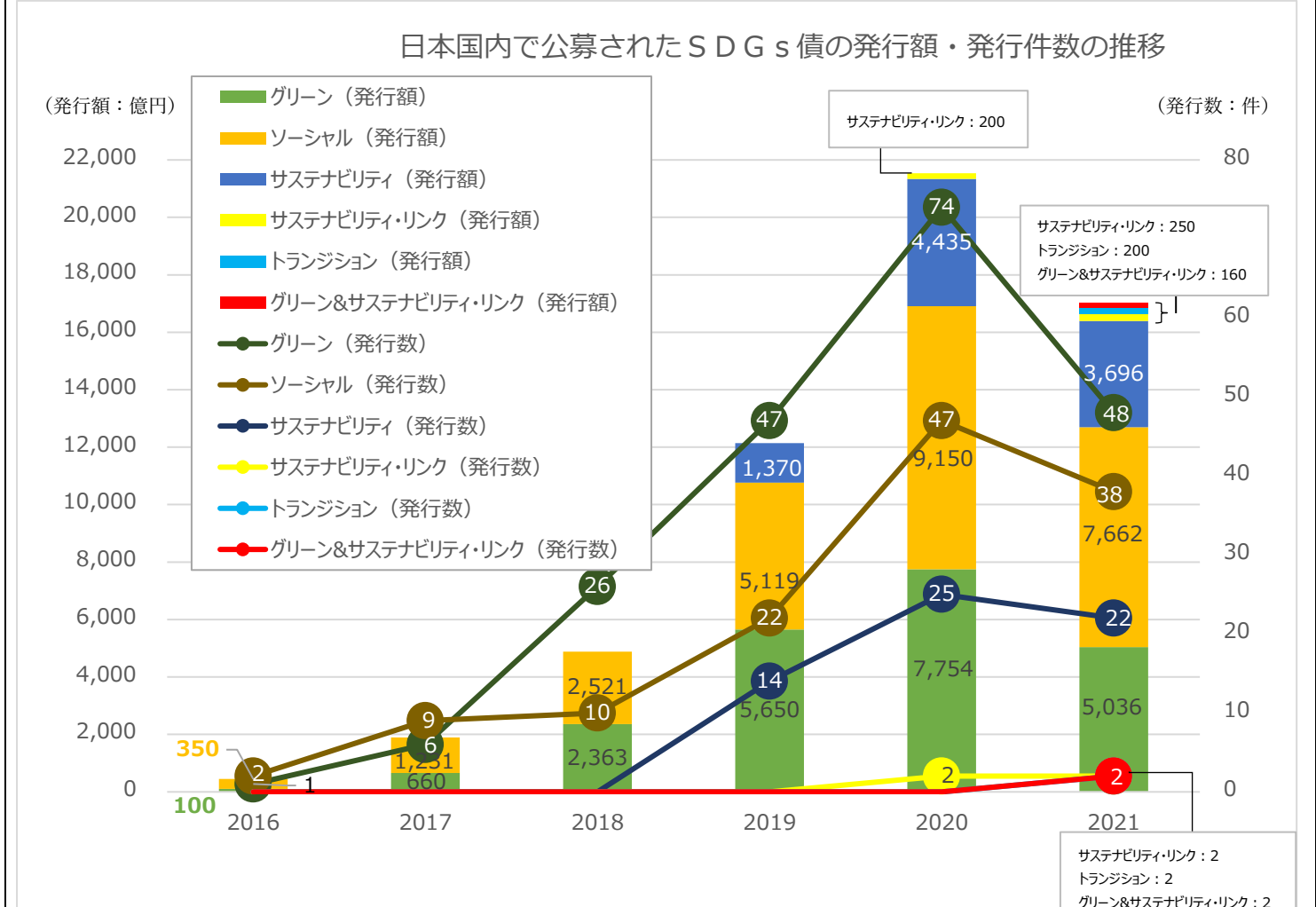
意見照会結果を踏まえた改訂案 (SDGs 債統計情報)

(SDGs 債統計情報グラフ)

旧



新



本資料は、2、5、8、11月の各月10日（「休日」の場合は翌営業日）に、前々月までに起債された情報について、掲載を行います（初回のみ2019年10月までの起債分を11月29日公表）。

本資料は情報提供を目的としたものであり、売買の勧誘を目的としたものではありません。また、引受会社等より情報提供のあった範囲内での記載となっております。投資判断等のご利用に際しては、募集要項等で掲載項目の詳細をご確認いただきますようお願いいたします。

本資料では、発行体により資金がグリーンプロジェクト、ソーシャルプロジェクト、サステナビリティプロジェクトに充当されることが公表されているものを集計しています。

本資料は、公表後に変更・訂正される場合があります。

本資料に掲載された情報については、万全を期しておりますが、諸事情により誤りが含まれる可能性があります。掲載された情報の利用は、利用者の責任の下に行うこととし、日本証券業協会は、これに関わる一切の責任を負うものではありません。

本資料は、2、5、8、11月の各月10日（「休日」の場合は翌営業日）に、前々月までに起債された情報について、掲載を行います（初回のみ2019年10月までの起債分を11月29日公表）。

本資料は情報提供を目的としたものであり、売買の勧誘を目的としたものではありません。また、引受会社等より情報提供のあった範囲内での記載となっております。投資判断等のご利用に際しては、募集要項等で掲載項目の詳細をご確認いただきますようお願いいたします。

本資料では、発行体により資金が原則に準拠したグリーンプロジェクト、ソーシャルプロジェクト、サステナビリティプロジェクト、トランジションプロジェクトに充当される債券又はSDGsの実現に貢献するKPI設定/SPTs達成型の性質を持つ債券のうち、外部レビュー（フレームワークの外部レビューを含む）を取得したものを集計しています。

本資料は、公表後に変更・訂正される場合があります。

本資料に掲載された情報については、万全を期しておりますが、諸事情により誤りが含まれる可能性があります。掲載された情報の利用は、利用者の責任の下に行うこととし、日本証券業協会は、これに関わる一切の責任を負うものではありません。

旧	新												
(略)	<p>日本国内で公募されたSDGs債の発行数・発行額の推移</p> <p>集計対象期間: 2016年1月~2021年9月起債分 公表日: 2021年11月0日</p> <ul style="list-style-type: none"> 本資料は、2、5、8、11月10日(「休日」の場合は翌営業日)に、前々月までに起債された情報について、掲載を行います。 本資料は情報提供を目的としたものであり、売買の勧誘を目的としたものではありません。また、引受会社等より情報提供のあった範囲内での記載となっております。投資判断等のご利用に際しては、募集要項等で掲載項目の詳細をご確認いただきますようお願いいたします。 SDGs債の別(グリーン、ソーシャル、サステナビリティ、サステナビリティ・リンク、トランジション、グリーン&サステナビリティ・リンク) 本資料は、公表後に変更・訂正される場合があります。 外貨建て発行分については、1米ドル=110円にて円換算 												
	起債日	債券区分	銘柄の正式名称 (2019年6月分までは回数/銘柄名)	発行額 (億円相当)	利率 (%)	発行価額 (額面金額 につき)	払込期日 (年月日)	償還期限 (年月日)	主幹事証券	引受代表	(発行時の) 取得格付	備考	SDGs債の別
	2020/10/9	社債	ヒューリック株式会社第10回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティ・リンク・bond)	100	*	100	2020/10/15	2030/10/15	みずほ証、野村、大和、SMBC日興		A+(JCR)	利率は当初6年間0.44%以降は2026	サステナビリティ・リンク
	2020/12/18	社債	芙蓉総合リース株式会社第27回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティ・リンク・bond)	100	*	100	2020/12/24	2027/12/24	みずほ証、SMBC日興、三菱UFJ銀行カネオカグループ		A(R&I)、A+(JCR)	利率は当初4年間0.38%以降は2024	サステナビリティ・リンク
	2021/3/12	社債	株式会社高松コンストラクショングループ第2回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティ・リンク・グリーン・bond)	100	*	100	2021/03/19	2026/03/19	大和、みずほ証		A-(JCR)	利率は0.29%、2025年8月31日に目	グリーン&サステナビリティ・リンク
	2021/3/19	社債	株式会社野村総合研究所第8回期限前償還条項付無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティ・リンク・bond)	50	*	100	2021/03/26	2033/03/31	野村		AA-(R&I)	利率は当初10年6か月間0.355%以	サステナビリティ・リンク
	2021/6/2	社債	ANAホールディングス株式会社第42回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティ・リンク・bond)	200	0.480	100	2021/06/08	2026/06/08	SMBC日興、野村、みずほ証、三菱UFJ銀行カネオカグループ		A-(R&I)、A(JCR)		サステナビリティ・リンク
	2021/7/21	社債	日本郵船株式会社第43回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(トランジション・bond)	100	0.260	100	2021/07/29	2026/07/29	三菱UFJ銀行カネオカグループ、野村、ゴールドマン・サックス、みずほ証		A-(JCR)		トランジション
	2021/7/21	社債	日本郵船株式会社第44回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(トランジション・bond)	100	0.380	100	2021/07/29	2028/07/28	三菱UFJ銀行カネオカグループ、野村、SMBC日興		A-(JCR)		トランジション
	2021/9/17	社債	GLP投資法人第18回無担保投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約付)(グリーン・bond)(サステナビリティ・リンク・bond)	60	*	100	2021/09/28	2028/09/28	シティグループ		AA(JCR)	利率は当初4年間0.284%以降は各判定日に目標値達成の場合0.234%、目標値未達の場合0.284%	グリーン&サステナビリティ・リンク

サステナビリティ・リンク・ボンド、 トランジションボンドを踏まえたSDGs債の 整理について

日本証券業協会
SDGs推進室

- ◆ 今般、ICMAサステナビリティ・リンク・ボンド原則に基づく「サステナビリティ・リンク・ボンド」や、ICMAクライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック、経済産業省クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針に沿った「トランジションボンド」といった、新しい種類の債券が国内において発行されていることを踏まえ、それらの債券とSDGs債との位置づけの整理（明示化）を行いたく、事務局案を検討いたしました。本事務局案について、意見照会をさせていただきたく存じます。
- ◆ 最終的には、本意見照会等を踏まえ、日証協HPのSDGs債の説明内容更新や、SDGs債統計情報内容の更新、「SDGsに貢献する金融商品に関するガイドブック」の改訂等を行いたいと考えております。
- ◆ ご多忙中恐縮ではございますが、何卒ご協力のほど宜しくお願いいたします。

1. 現在の「SDGs債」の考え方

「SDGsに貢献する金融商品に関するガイドブック」の記載



SDGsに貢献する金融商品のなかでも、近年注目を集めているのはグリーンボンドやソーシャルボンド、サステナビリティボンドなどを含むいわゆる「SDGs債」です。

調達資金がSDGsに貢献する事業に充当される債券、いわゆる「SDGs債」には、SDGsの中でも環境・社会へのポジティブなインパクトを有し、一般的にスタンダードとして認められている原則（以下、「原則」といい、例えば、国際資本市場協会（ICMA）によるグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンド・ガイドラインなどを指します。）*1に沿った債券や、事業全体がSDGsに貢献すると考

えられる機関*2が発行し、インパクト（改善効果）に関する情報開示が適切*3になされている債券が含まれます*4。

SDGs債は、環境・社会課題解決を目的とした資金調達として発行されますが、元利払いにおける一般的なSDGs債の信用力は、その発行体が発行する他の通常の債券と同様となります。SDGs債が通常の債券と異なる点は、環境・社会課題解決のための資金使途が特定されていることであり、複数の投資家から集められた投資資金は、直接金融市場を通じて、SDGs達成に資するプロジェクトに供給されます。

調達資金がSDGsに貢献する事業に充当される債券 = 「SDGs債」

次のような債券を含むとしている。

- 1：環境・社会へポジティブなインパクトを有し、一般的にスタンダードとして認められている原則（ICMA原則等）に沿った債券。
- 2：事業全体がSDGsに貢献すると考えられる機関が発行し、インパクトに関する情報開示が適切になされている債券。

2. 今般、ご意見をいただきたい箇所 (下図オレンジ部分)

種類	グリーン ボンド	ソーシャル ボンド	サステナビリティ ボンド	サステナビリティ ・リンク・ボンド	トランジションボンド(※)
調達資金使途	特定 (グリーンプロ ジェクト)	特定 (ソーシャルプロ ジェクト)	特定 (グリーン及び ソーシャルプロ ジェクト)	非特定	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定・グリーン／ソーシャルプロジェクト該当型（グリーン及びソーシャルボンド原則またはサステナビリティボンド・ガイドラインに整合する債券） ● 特定・トランジションプロジェクト型（グリーン／ソーシャルプロジェクトには当たらないが、プロセス等は既存の原則、ガイドラインに従う債券） ● 非特定型（サステナビリティ・リンク・ボンド原則に整合する債券の場合）
金利形態	固定／変動金利			主にKPIに關するSPTs達成状況に応じて変動	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定型の場合：固定／変動金利 ● 非特定型の場合：主にKPIに關するSPTs達成状況に応じて変動
債券のSDGs貢献性	ICMA「グリーンボンド及びソーシャルボンド：持続可能な開発目標(SDGs)に照らしたハイレベルマッピング」等を参考に、資金使途の対象についてSDGsの目標およびターゲットへの貢献性を考慮可能（外部評価等により確認可能）			ご意見を いただきたい 箇所 ①	<p>特定・グリーン／ソーシャルプロジェクト型の場合： 左記同様ICMAハイレベルマッピングを参考に考慮可能</p> <p>特定・トランジションプロジェクト型の場合： ご意見をいただきたい箇所 ②</p> <p>非特定型の場合（サステナビリティ・リンク・ボンドに準ずる）：ご意見をいただきたい箇所 ①</p>
統一呼称／統計情報としてのSDGs債の対象範囲	対象 (統計情報については国内公募債が対象)			ご意見をいただきたい箇所 ③	

※経済産業省「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」「クライメート・トランジション・ファイナンスモデル事業」に記載されている「トランジション・ファイナンス」におけるトランジション・ボンドを想定

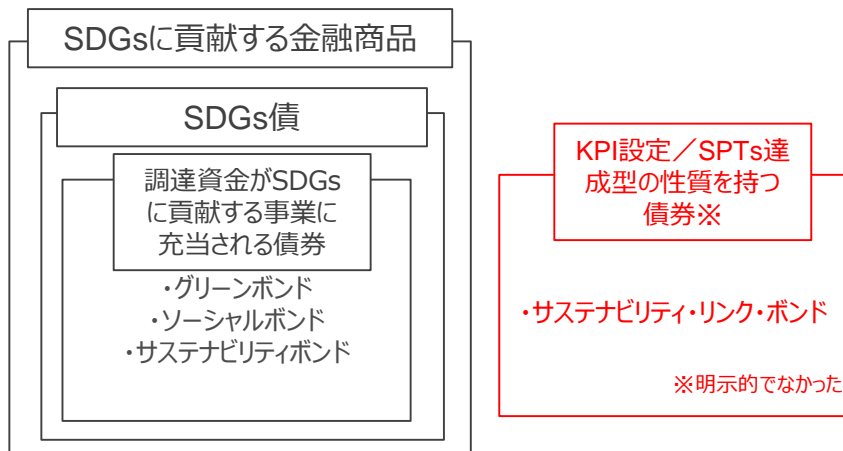
3-1. ご意見をいただきたい箇所①

<3つの対応案を検討>

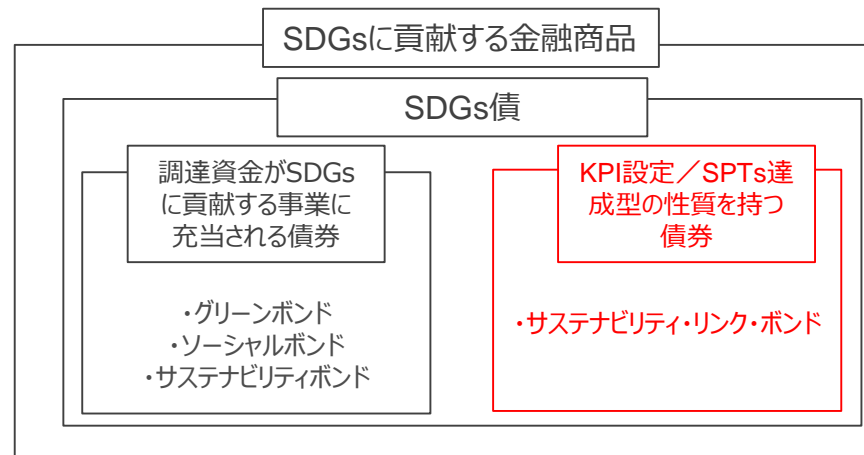
サステナビリティ・リンク・ボンドの整理 (ご意見をいただきたい箇所①)

整理対応案 (3パターン検討)

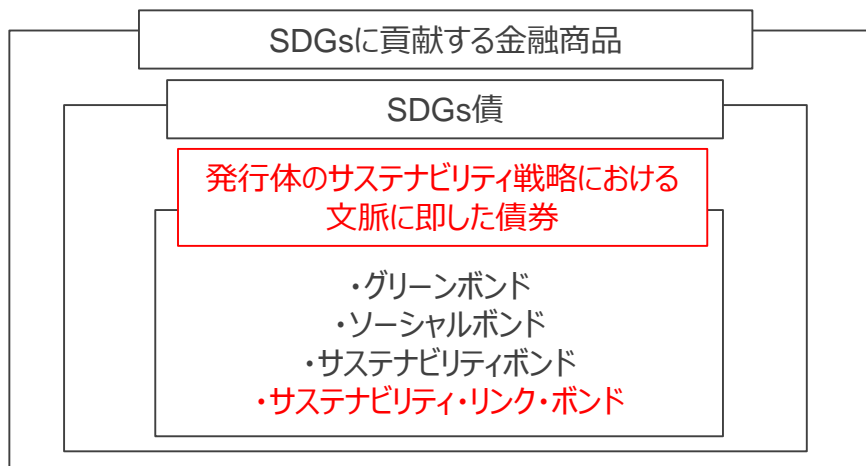
現在の範囲



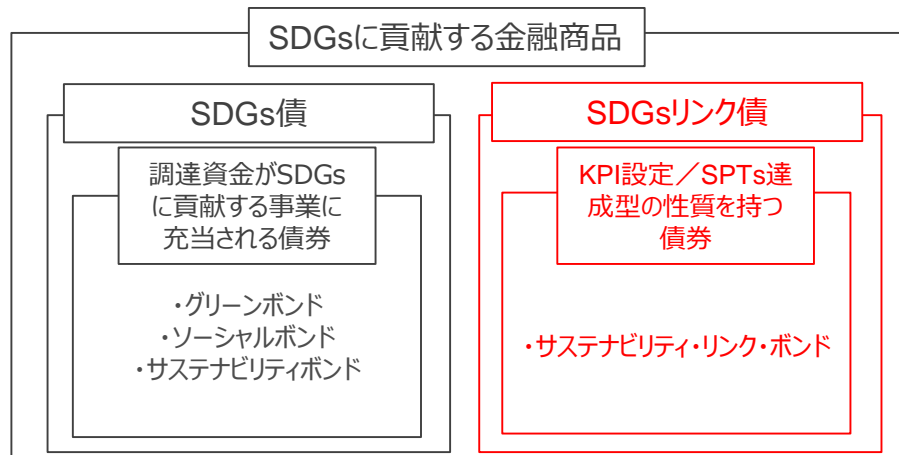
対応案1. 【現在の「SDG債」の考え方に加えて、赤字を追加】



対応案2. 【現在の「SDGs債」の考え方を次の赤字のように変更】



対応案3. 【現在の「SDGs債」の他、「SDGsリンク債」という呼称を新たに追加】



3-1. ご意見をいただきたい箇所①

<3つの対応案をガイドブックに反映した場合>



サステナビリティ・リンク・ボンドの整理 (ご意見をいただきたい箇所①)

3つの対応案を金融商品ガイドブックに反映した場合の具体的なイメージ

現在の記載 (金融商品ガイドブック抜粋)

SDGsに貢献する金融商品のなかでも、近年注目を集めているのはグリーンボンドやソーシャルボンド、サステナビリティボンドなどを含むいわゆる「SDGs債」です。調達資金がSDGsに貢献する事業に充当される債券、いわゆる「SDGs債」には、SDGsの中でも環境・社会へのポジティブなインパクトを有し、一般的にスタンダードとして認められている原則（以下、「原則」といい、例えば、国際資本市場協会（ICMA）によるグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンド・ガイドラインなどを指します。）に沿った債券や、事業全体がSDGsに貢献すると考えられる機関が発行し、インパクト（改善効果）に関する情報開示が適切になされている債券が含まれます。

対応案1. 【現在の「SDG債」の考え方に加えて、赤字を追加】

SDGsに貢献する金融商品のなかでも、近年注目を集めているのはグリーンボンドやソーシャルボンド、サステナビリティボンド、**サステナビリティ・リンク・ボンド**などを含むいわゆる「SDGs債」です。調達資金がSDGsに貢献する事業に充当される債券や、**KPI設定／SPTs達成型の性質を持つ債券**、いわゆる「SDGs債」には、SDGsの中でも環境・社会へのポジティブなインパクトを有し、一般的にスタンダードとして認められている原則（以下、「原則」といい、例えば、国際資本市場協会（ICMA）によるグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンド・ガイドライン、**サステナビリティ・リンク・ボンド原則**などを指します。）に沿った債券や、事業全体がSDGsに貢献すると考えられる機関が発行し、インパクト（改善効果）に関する情報開示が適切になされている債券が含まれます。

対応案2. 【現在の「SDGs債」の考え方を次の赤字のように変更】

SDGsに貢献する金融商品のなかでも、近年注目を集めているのはグリーンボンドやソーシャルボンド、サステナビリティボンド、**サステナビリティ・リンク・ボンド**などを含むいわゆる「SDGs債」です。**発行体のサステナビリティ戦略における文脈に即した債券**、いわゆる「SDGs債」には、**発行体のサステナビリティ戦略における文脈に即し**、一般的にスタンダードとして認められている原則（以下、「原則」といい、例えば、国際資本市場協会（ICMA）によるグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンド・ガイドライン、**サステナビリティ・リンク・ボンド原則**などを指します。）に沿った債券や、事業全体がSDGsに貢献すると考えられる機関が発行し、インパクト（改善効果）に関する情報開示が適切になされている債券が含まれます。

対応案3. 【現在の「SDGs債」の他、「SDGsリンク債」という呼称を新たに追加】

SDGsに貢献する金融商品のなかでも、近年注目を集めているのはグリーンボンドやソーシャルボンド、サステナビリティボンド、**サステナビリティ・リンク・ボンド**などを含むいわゆる「**SDGs債／SDGsリンク債**」です。調達資金がSDGsに貢献する事業に充当される債券、いわゆる「SDGs債」には、SDGsの中でも環境・社会へのポジティブなインパクトを有し、一般的にスタンダードとして認められている原則（以下、「原則」といい、例えば、国際資本市場協会（ICMA）によるグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンド・ガイドラインなどを指します。）に沿った債券や、事業全体がSDGsに貢献すると考えられる機関が発行し、インパクト（改善効果）に関する情報開示が適切になされている債券が**含まれ、KPI設定／SPTs達成型の性質を持つ債券**、いわゆる「**SDGsリンク債**」には、**ICMAのサステナビリティ・リンク・ボンド原則に沿った債券**が含まれます。

3-1. ご意見をいただきたい箇所① 〈メリット・デメリット〉



サステナビリティ・リンク・ボンドの整理 (ご意見をいただきたい箇所①)
それぞれの対応案のメリット/デメリット

対応案	メリット	デメリット
<p>対応案 1. 【現在の「SDGs債」の考え方に、 「KPI設定／SPTs達成型の性質を 持つ債券」を追加】</p>	<p>現在の範囲にSLBを追加する体裁をとるため、最もシンプルな整理となる</p>	<p>今後更なる種類の債券が市場に追加される場合、その都度検討が発生し得る可能性がある</p>
<p>対応案 2. 【現在の「SDGs債」の考え方を 変更】</p>	<p>範囲をより包括的な内容に変更するため、今後の更なる新しい種類の債券にも適応できる可能性がある</p>	<p>基準がその他の案よりも不明確で、かつ対象が広がり過ぎる可能性がある</p>
<p>対応案 3. 【現在の「SDGs債」の他、「SDGs リンク債」という呼称を新たに追加】</p>	<p>「SDGsに貢献する金融商品」として、「SDGs債」の他に、「SLBリンク債」として明確かつ独立したカテゴライズをすることにより、間接的に、「SDGs債」の範囲も「調達資金がSDGsに貢献する事業に充当される債券」と再認識され、より明確となる</p>	<p>サステナビリティ・リンク・ボンド (SLB) を「SDGs債」でなく「SDGsリンク債」と整理するため、SLBを「SDGs債」と扱わないことになり、「呼称の統一」という当初の命題からは寧ろ離れてしまう可能性がある。今後更なる種類の債券が市場に追加される場合、その都度追加の検討が発生し得る可能性がある</p>

3-1. ご意見をいただきたい箇所① 〈事務局案〉



サステナビリティ・リンク・ボンド（トランジションボンドのサステナビリティ・リンク・ボンドに準ずるものも含む）の整理
それぞれの対応案のメリット／デメリット、以下の論点を踏まえた事務局提案

論点

- ◆ 当初の統一呼称を検討した背景に鑑みて、**わかりやすい（使いやすい）整理**となっているか
- ◆ **解釈が分かれる、範囲が曖昧な整理**となっていないか（「原則に沿った債券」といったような限定性をもたせられるか）

事務局提案

⇒前述のメリット／デメリット、及び上記論点を踏まえ、現在の「SDGs債」の**更なる種類の債券が市場に追加される場合、その都度追加の検討が発生し得る可能性があるものの、分かりやすく、かつ明解な範囲である範囲の考え方**（調達資金がSDGsに貢献する事業に充当される債券としている考え方）について、**「対応案1」のとおりとし、SDGs債について次のようなものを含むと考えることとしてはどうか。**

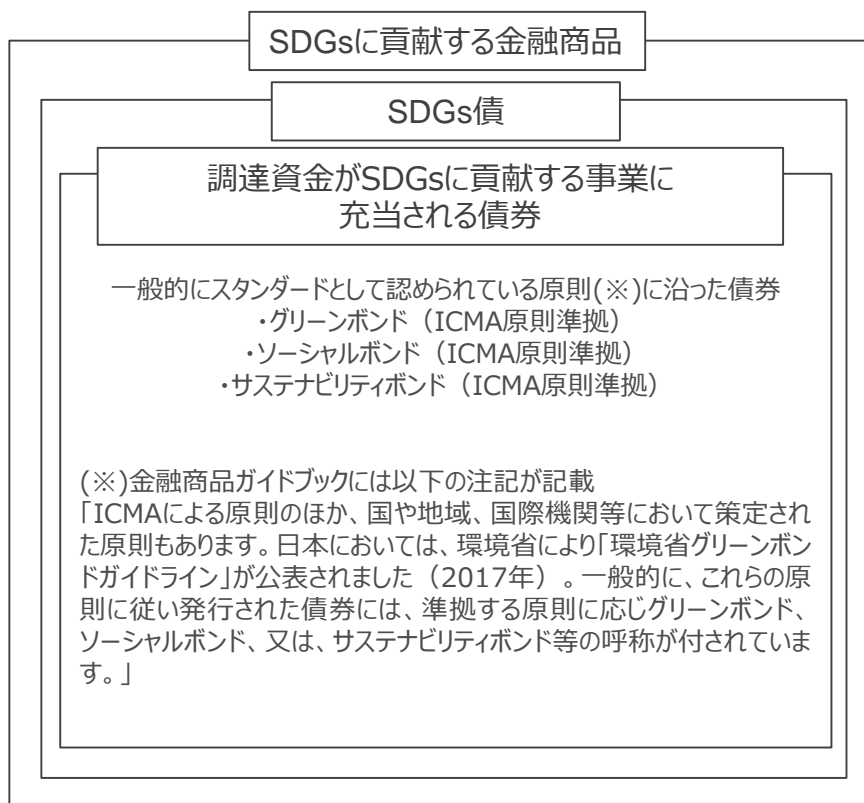
- SDGsの中でも環境・社会へのポジティブなインパクトを有し、一般的にスタンダードとして認められている原則（例えば、ICMAによるグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンド・ガイドライン、**サステナビリティ・リンク・ボンド原則**など）に沿った次のような債券
 - ・ 調達資金がSDGsに貢献する事業に充当される債券
 - ・ **KPI設定／SPTs達成型の性質を持つ債券**
- 事業全体がSDGsに貢献すると考えられる機関が発行し、インパクト（改善効果）に関する情報開示が適切になされている債券

3-2. ご意見をいただきたい箇所② ＜対応案を検討＞

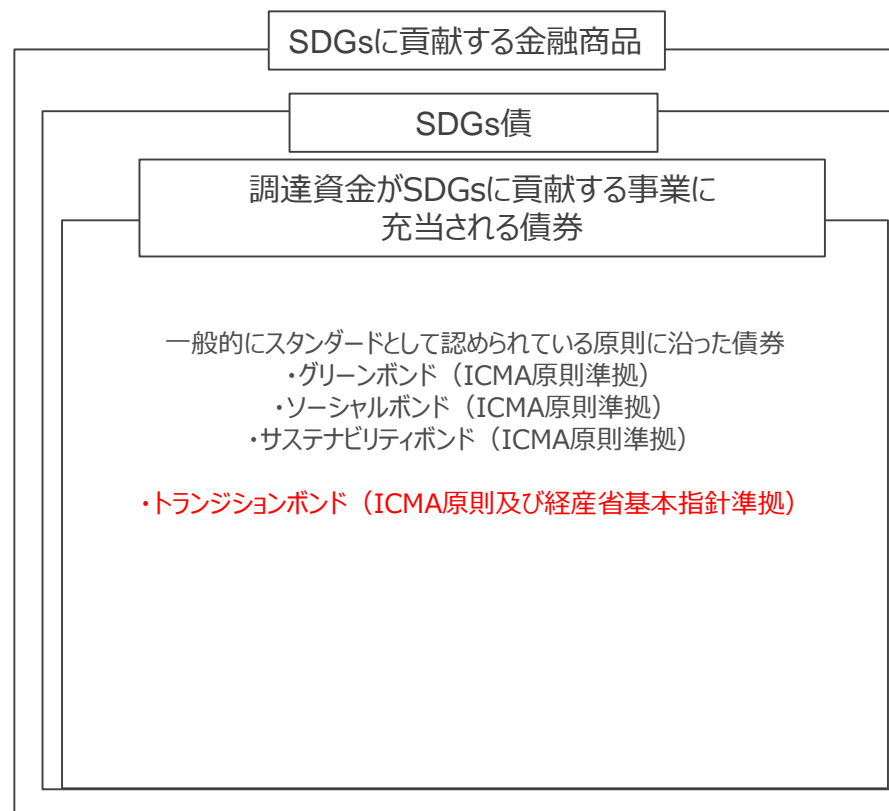
トランジションボンドの整理 (ご意見をいただきたい箇所②)

整理対応案

現在の範囲



対応案【SDGs債の範囲にトランジションボンド (P 5③の部分) を含む】



KPI設定/SPTs達成型の性質を持つトランジションボンドについてはサステナビリティ・リンク・ボンドのSDGs債の整理を踏まえ、その整理に準拠することとする。

3-2. ご意見をいただきたい箇所②

トランジションボンドの整理
以下の論点を踏まえた事務局提案

論点

- ◆ 当初の統一呼称を検討した背景に鑑みて、**わかりやすい（使いやすい）整理**となっているか
- ◆ **解釈が分かれる、範囲が曖昧な整理**となっていないか（「原則に沿った債券」といったような限定性をもたせられるか）

事務局提案

⇒トランジションボンド（資金用途限定型）に係る「SDGs債」の範囲の考え方について、**分かりやすく、かつ明解な範囲とするサステナビリティ・リンク・ボンドの整理案を踏襲する形で、SDGs債について次のようなものを含むと考えることとしてはどうか。**

※KPI設定／SPTs達成型の性質を持つトランジションボンドについては、サステナビリティ・リンク・ボンドの整理に準拠することとする。

- SDGsの中でも環境・社会へのポジティブなインパクトを有し、一般的にスタンダードとして認められている原則等（例えば、ICMAによるグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンド・ガイドライン、**クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック、経済産業省によるクライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針**など）に沿った次のような債券
 - ・ 調達資金がSDGsに貢献する事業に充当される債券
 - ・ **KPI設定／SPTs達成型の性質を持つ債券**
- 事業全体がSDGsに貢献すると考えられる機関が発行し、インパクト（改善効果）に関する情報開示が適切になされている債券

3-2. ご意見をいただきたい箇所②

サステナビリティ・リンク・ボンド及びトランジションボンドの
整理対応案を金融商品ガイドブックに全て落とし込んだ際の具体的なイメージ

現在の記載（金融商品ガイドブック抜粋）

SDGsに貢献する金融商品のなかでも、近年注目を集めているのはグリーンボンドやソーシャルボンド、サステナビリティボンドなどを含むいわゆる「SDGs債」です。調達資金がSDGsに貢献する事業に充当される債券、いわゆる「SDGs債」には、SDGsの中でも環境・社会へのポジティブなインパクトを有し、一般的にスタンダードとして認められている原則（以下、「原則」といい、例えば、国際資本市場協会（ICMA）によるグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンド・ガイドラインなどを指します。）に沿った債券や、事業全体がSDGsに貢献すると考えられる機関が発行し、インパクト（改善効果）に関する情報開示が適切になされている債券が含まれます。

対応案イメージ

SDGsに貢献する金融商品のなかでも、近年注目を集めているのはグリーンボンドやソーシャルボンド、サステナビリティボンド、**サステナビリティ・リンク・ボンド、トランジションボンド**などを含むいわゆる「SDGs債」です。調達資金がSDGsに貢献する事業に充当される債券**や、KPI設定／SPTs達成型の性質を持つ債券**、いわゆる「SDGs債」には、SDGsの中でも環境・社会へのポジティブなインパクトを有し、一般的にスタンダードとして認められている原則**等**（以下、「原則**等**」といい、例えば、国際資本市場協会（ICMA）によるグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンド・ガイドライン、**サステナビリティ・リンク・ボンド原則、クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック、経済産業省によるクライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針**などを指します。）に沿った債券や、事業全体がSDGsに貢献すると考えられる機関が発行し、インパクト（改善効果）に関する情報開示が適切になされている債券が含まれます。

3-3. ご意見をいただきたい箇所③



統一呼称／統計情報としてのSDGs債の対象範囲 論点及び事務局提案

現在の対象

- ◆ 統一呼称：**公募／私募、国内／外債の別を問わず広く対象とする**
 - ◆ 統計情報：（データの Availability に鑑み）**外部レビューを取得した国内公募債を対象とする**
- ※「SDGs債」統計情報のベースとなる本協会「公社債発行銘柄一覧」は国内公募債を集計対象としている

https://www.jsda.or.jp/shiryoshitsu/toukei/saiken_hakkou/youkou/ichiran.html

論点

- ◆ 現在の範囲の対象から大きく乖離するような範囲となっていないか
- ◆ （統計情報については）本協会のデータ Availability に無理がない範囲となっているか

事務局提案

⇒サステナビリティ・リンク・ボンド、トランジションボンドについて、統一呼称としてのSDGs債の対象範囲は、公募／私募、国内／国外債の別を問わず広く対象とするものの、統計情報に公表する債券は、データの Availability に鑑み、2019年10月に地球環境分科会において意見照会を行い定められた範囲、すなわち「日本証券業協会 公社債発行銘柄一覧」でカバーされる国内公募債券について、外部レビューを取得したものを引き続き対象とすることかどうか。

以下参考

分科会等における議論

- ◆ SDGs達成のためには民間金融を通じた資金調達が欠かせないところ、SDGs に貢献する金融商品の総称については、証券会社各社において多様な呼称が用いられ、その定義も各社によって異なっており、この点が、個人を含む投資家や販売側（外務員）の理解、認知度向上を妨げる一因となっている。
- ◆ SDGs に貢献する投資の促進のためには、分かり易く、統一した用語が使用されることが望ましい。

議論の結果、SDGs に貢献する債券を「SDGs 債」※1と統一して呼称することとし、

顧客に対する分かり易さ、認知度向上の観点から、可能な限り統一呼称を用い、

日証協は当該呼称が広く一般に浸透するよう、周知のための施策を行っていくとした※2。

※1 SDGs債とした理由及びその範囲は次ページ参照

※2 日証協では2019年4月にSDGsに貢献する金融商品に関するガイドブックを策定

「呼称の範囲」及び「呼称としてSDGsを用いる理由」を以下のとおり整理

呼称の範囲（商品）について

- ◆ 債券（資金用途指定債券）をターゲットに、「**SDGs債**」と呼称する
 - ✓ **資金用途が明確又は限定可能**であり、SDGsへ貢献するものを特定しやすい

「SDGs」を用いる理由、背景

- ◆ SDGsは幅広い課題の解決に向けた包括的概念
- ◆ **統一呼称の対象であるグリーンボンド、ソーシャルボンド等はSDGsのいずれかの目標に資する**
- ◆ 新たな種類のプロジェクトに係る債券の発行にも対応可能と考えられる
- ◆ 証券会社の役職員のSDGs自体の認知度・理解度の向上に資する
- ◆ SDGs自体の認知度向上にもつながる
- ◆ **本分科会は、証券業を通じたSDGsへの貢献を目的とする**
- ◆ 一般社会におけるSDGsの認知度向上に伴って、**SDGsに関心のある層（投資未経験層を含む）による投資促進につながる**
 - ⇒投資家層の拡大
 - ⇒発行体の拡大

<参考>

ICMA原則におけるグリーン／ソーシャルプロジェクトに関するSDGsへのマッピング



(参考) ICMA原則における
グリーン／ソーシャルプロジェクト事業区分例及びSDGsへのマッピング

グリーンプロジェクト事業区分例	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
1. 再生可能エネルギー			●				●	●	●			●	●					
2. エネルギー効率							●	●	●									
3. 汚染防止及び抑制			●									●	●					
4. 生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理		●										●	●	●	●			
5. 陸上及び水生生物の多様性の保全						●								●	●			
6. クリーン輸送												●						
7. 持続可能な水資源及び廃水管理						●						●	●					
8. 気候変動への適応	●	●											●					
9. 高環境効率商品、環境適応商品、環境に配慮した生産技術及びプロセス								●				●	●					
10. 地域、国または国際的に認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング												●						
ソーシャルプロジェクト事業区分例																		
1. 手ごろな価格の基本的インフラ設備		●										●						
2. 必要不可欠なサービスへのアクセス	●	●	●	●				●	●	●								
3. 手ごろな価格の住宅	●		●			●	●		●			●						
4. 中小企業向け資金供給及び雇用創出								●	●									
5. 食糧の安全保障と持続可能な食糧システム		●										●						
6. 社会経済的向上とエンパワーメント	●	●		●	●			●		●	●			●	●			

出所：ICMA「持続可能な開発目標（SDGs）に照らしたハイレベルマッピング」

<参考> SDGs債／サステナビリティ・リンク・ボンドの整理



参考：SLBとSDGsの貢献性に関する関連情報

ICMAが6月10日、「Illustrative examples for the selection of Key Performance Indicators (KPIs) for Sustainability-Linked Bond issuers, underwriters and investors」と題するエクセル資料を公開。

SLBに関するテーマ、KPIの事例と並び、関連するSDGsのゴールへのマッピングが記載されている。

General Theme	Sub-theme	Generic KPIs	SDG	SU Object	Global Benchmarks	Examples of applicable	Sector Specific KPIs	Sector Specific Global Benchmarks
Biodiversity	Landscape Conservation/Restoration	- Surface of protected, safeguarded and/or rehabilitated natural landscape areas (or protected areas) in km ² or % - area under certified land management in km ² or in - % soil artificialisation restored/avoided - % contaminated sites remediated (surface or %) - Absolute number of protected and/or restored indigenous species, flora or fauna	13, 15	protection and restoration of biodiversity and ecosystems	IUCN Categories for Protected Areas; Protected Planet on protected areas and other effective area-based conservation measures (OECEAs); Global biodiversity score; IPBES; Desgouta review; CBD; ENCORE			
Biodiversity	Protected species	- Mean Species Abundance (in % and change) - Maintenance of genetic diversity of species (seeds, plants, animals) on a given territory - Number of protected and/or priority species that are deemed sensitive in protected/conserved - number of invading species and/or area occupied by invading species in m ² or km ²	14, 15	protection and restoration of biodiversity and ecosystems	IUCN Categories for Protected Areas and Management Effectiveness Tool			
Sustainable agriculture and forestry	Sustainable Agriculture	Surface or volume of production compliant with relevant sustainable agriculture certification standard (in km ² , t or %)	3, 12, 14, 15	protection and restoration of biodiversity and ecosystems	Organic agriculture, Global G.A.P. certification, Fair trade (IPBES; Desgouta review; CBD; ENCORE; COP Sustainable Food Systems Initiative	Agriculture & related service activities (chemicals)	- Low input farming systems; reduced use of chemicals - % surface covered by of integrated input/agricultural management plan - Animal feed choices minimising nitrogen excretion and/or methane production	Standards for sustainable plant based agriculture (e.g. Ecocert, RSPQ, RTRS, UTZ, Rainforest alliance, FSA, Ecocert, Fair trade, Organic and ecological textiles)
Sustainable agriculture and forestry	Sustainable Agriculture		3, 12, 15			Husbandry	- Livestock compliant with relevant sustainable certification standard (in volume or %) - Decrease of nitrogen excretion and/or methane production due to animal feed choices	Standards for sustainable livestock (e.g. Ecocert, Rainforest alliance, FSA, RWS-Responsible Wool Standard, Responsible Down Standard)
Sustainable agriculture and forestry	Sustainable Agriculture		3, 12, 14			Fishery and related services	- Decrease of nitrogen excretion due to fisheries feed choices and/or carbon impact... - Maintenance and/or increase of genetic diversity of animals	Standards for sustainable fishery (e.g. Ecocert, MSC COC, ASC COC)
Sustainable agriculture and forestry	Sustainable Agriculture		12, 15			Manufacture of food products, apparel and beverages; Distribution of..	- % sustainable consumption of forest risk commodities (contribution to zero net deforestation and forest degradation) - % traceable commodities	Standards for sustainable agricultural and forestry products (e.g. FSC, PEFC, Ecocert, Global G.A.P. certification, Fair trade, Organic and ecological textiles)
Sustainable Agriculture and forestry	Sustainable Forest Management	% sustainable production and/or consumption of forest risk commodities (contribution to zero net deforestation and forest degradation)	13, 15	protection and restoration of biodiversity and ecosystems Climate Change Mitigation	COP Forest, SBTN, internationally recognised benchmark standards for sustainable forest management (e.g. FSC, PEFC, Rainforest Alliance), Forest 500	Forestry	% certification of management units under recognised standards (FSC, PEFC, etc)	FSC, PEFC
Climate Change Mitigation	Carbon Emissions	Carbon intensity and absolute carbon emissions (induced and avoided)	7, 13	Climate Change Mitigation	Science based target initiative (SBTi), TPI, ACT, Sectorial Decarbonisation Approach	Oil & Gas	- Scope 1-3 GHG emissions reduction (in carbon intensity per MJ or absolute) ; Methane leakage reduction (leakage rate in %) - Annual avoided scope 1-3 GHG emissions (in carbon intensity per USD million invested or absolute) if relevant - Sales mix (share of low-carbon or renewable energy in sales mix)	Oil and Gas Climate initiative (OGCI), (IPIECA)
Climate Change Mitigation	Carbon Emissions		7, 13			Heat & Power	- Scope 1-2 GHG emissions reduction (in carbon intensity per MWh or absolute), - Annual avoided GHG emissions (in carbon intensity per USD million invested or absolute) if relevant - GW of storage capacities installed / newly added	RE100
Climate Change Mitigation	Carbon Emissions		9, 11, 13			Transport	- Scope 1-2 GHG emissions reduction (in carbon intensity per plm or km or absolute), - Annual avoided GHG emissions (in carbon intensity per USD million invested or absolute) if relevant	Average CO2 emissions from new passenger cars by country (ACEA)

<参考> セカンドオピニオンにより、SLBのSDGsへの貢献が記載された事例



参考：SLBとSDGsの貢献性に関する関連情報

一部の外部評価では、SLBに関して、SDGsへの貢献性を考慮する旨のセカンドオピニオンを公表
野村総合研究所サステナビリティ・リンク・ボンドに関するVigeo Eirisのセカンドオピニオン（抜粋）
選定されたKPIのSDGsに対する貢献性を記載

SDGs への貢献

選定された KPI は、国連の「持続可能な開発目標」(以下、SDGs)のうち目標 7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」および目標 13「気候変動に具体的な対策を」の 2 つの目標に貢献すると考えられます。

KPI	SDG	SDG TARGETS
KPI 1: NRI グループの温室効果ガス排出量(スコープ 1+2) KPI 2: データセンターの再生可能エネルギー利用率		7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させ、 7.3 2030 年までに、世界
		13.1 すべての国々にお(エンス)及び適応力を強

セカンドオピニオン

野村総合研究所が発行するサステナビリティ・リンク・ボンドのサステナビリティについて

ヴィジオアイリスは、野村総合研究所のサステナビリティ・リンク・ボンド・フレームワークが、サステナビリティ・リンク・ボンド原則の自主的ガイドライン(2020年版)の5つの核となる構成要素に適合したものであるとの意見を表明します。

フレームワーク


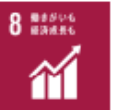



	劣る	限定的	良好	先進的	主な特徴
KPIの関連性	[Progress bar]				データの監査 有り
目標の野心度	[Progress bar]				過去 3 年分データ 有り
					債券の特性の変化 有り
					目標達成の手段 有り

SDG マッピング

参考：トランジションボンドとSDGsの貢献性に関する関連情報

クライメート・トランジション・ファイナンスモデル事業第一号である
 日本郵船のトランジションボンドについてセカンドオピニオン（抜粋）
 グリーン／トランジションプロジェクトとSDGsに対する貢献性を記載

表-1 NYK グリーン／トランジションボンド候補プロジェクト

プロジェクト分類 ^{*1}		カテゴリー ^{*2*3}	プロジェクト概要&充当対象活動	SDGs への貢献	
01	洋上風力発電 ^{*1}	再生可能エネルギー	- 自己昇降式作業台船(SEP 船) - 作業員輸送船(CTV)	資金充当対象： - 設備投資 - 研究開発 - 事業開発 - 事業運営 - 運転資金 等	    
02	グリーンターミナル ^{*1}		- グリーンターミナルの新規設立、拡張		
03	アンモニア燃料船 ^{*1}	燃料転換 技術革新	- アンモニアを主燃料とする液化アンモニアガス運搬専用船及びタグボート		
04	水素燃料電池搭載船 ^{*1}	クリーン交通	- 高出力水素燃料電池搭載船導入		
05	LNG 燃料船	燃料転換	- LNG 燃料船		
06	LNG 燃料供給船	技術革新	- LNG バンカリング船		
07	LPG 燃料船	クリーン交通	- LPG 燃料船		
08	運航高効率化&最適化	クリーン交通 省エネルギー	- 運航の高効率化&最適化に資する技術開発		

*1 プロジェクト分類 01～04 は、グリーンプロジェクトとしての適格性が確認されたプロジェクトです。

*2 グリーンプロジェクトとしての適格性が確認されたプロジェクトは、今後グリーンボンドに組込むことが可能であることに加えて、トランジションボンドの一部として組込むことが CTFBG の中で認められています。

*3 現時点でトランジションプロジェクトに分類されるプロジェクトは、将来的な技術革新の適用・応用によりグリーンプロジェクトとなる場合があります(例：グリーン燃料の適用、グリーンプロジェクトとして CO₂ 排出基準を満たす性能の達成等)。

参考：ICMA「Transition Bond」の整理

6月10日更新ICMA「Guidance Handbook」において、ICMAは「Transition Bond」を以下のように記載

1.13 What is the difference between Green Bonds, climate bonds, environmental bonds, Social Bonds, Sustainability Bonds, Sustainability-Linked Bonds, Transition Bonds, Blue Bonds, SDG and ESG bonds?

As defined by the GBP, Green Bonds encompass climate and environmental bonds as long as they are aligned with the Core Components of the GBP. The Social Bond Principles (SBP) provide a definition for Social Bonds, while the Sustainability Bond Guidelines (SBG) provide one for Sustainability Bonds. The common feature of Green, Social and Sustainability Bonds is their predetermined use of proceeds and voluntary alignment with a common set of criteria. Issuers are encouraged to use the Green, Social or Sustainability Bond designations, as appropriate, whenever their issuance is aligned with the Core Components of the GBP and SBP.

Sustainability-Linked Bonds (“SLBs”) are intended to be used for the issuer’s general purposes, but incorporate measurable forward-looking sustainability key performance indicators and sustainable performance targets into the financial and/or structural characteristics of bonds that are aligned with all Core Components of the SLBP.

Transition bonds can be either Green Bonds, Sustainability Bonds, or Sustainability-Linked Bonds that are issued by those looking to align their financing strategy to their climate transition strategy and decarbonisation trajectory.

グリーン、サステナビリティボンド又はSLBについて、Transition Bondになり得ると記載

(Climate Transition Finance HandbookではICMA原則に準拠するソーシャルボンドについてもトランジションファイナンスのスコープであるとして記載されているが、ここでは言及されていない)

（２）本事業の対象事例

本事業の対象として、次に掲げるモデル事例を公募します。

- A) **資金使途特定型**：ICMA ハンドブック、基本指針で示される四要素を満たし、グリーンボンド/ローン原則又はガイドライン（※）及びソーシャルボンド原則又はサステナビリティ・ボンド・ガイドライン等に整合したボンド/ローン等で資金調達するモデル事例

（※）対象事業が「グリーンボンドガイドライン」に具体的な資金使途の例として例示されているものなどのいわゆるグリーンプロジェクトに当たらない場合でも、対象となりうる。

- B) **資金使途不特定型**：ICMA ハンドブック、基本指針で示される四要素を満たし、サステナビリティ・リンク・ボンド原則、サステナビリティ・リンク・ローン原則またはガイドライン等に整合したボンド/ローン等で資金調達するモデル事例

意見照会結果

●意見照会①（別添 PPT 7 ページ）

サステナビリティ・リンク・ボンドの整理

SDGs 債について次の赤線箇所を明記することとする。

- SDGs の中でも環境・社会へのポジティブなインパクトを有し、一般的にスタンダードとして認められている原則（例えば、ICMA によるグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンド・ガイドライン、**サステナビリティ・リンク・ボンド原則**など）に沿った次のような債券
 - ・ 調達資金が SDGs に貢献する事業に充当される債券
 - ・ **KPI 設定／SPTs 達成型の性質を持つ債券**
- 事業全体が SDGs に貢献すると考えられる機関が発行し、インパクト（改善効果）に関する情報開示が適切になされている債券

違和感がない 6社（A社、B社、C社、D社、E社、F社）	
ご意見	事務局の考え方
（D社） 違和感はありませんが、資金用途無限定型の債券についても SDGs に貢献する KPI 設定／SPTs 達成型の性質が必要なことを明記をお願いします。 SDGs の実現に貢献する KPI 設定／SPTs 達成型の性質を持つ債券	ご意見を踏まえ、「 SDGs の実現に貢献する KPI 設定／SPTs 達成型の性質を持つ債券」と追記させていただきます。
（A社） PDF4 ページに関連して、サステナビリティ・リンク・ボンドと同様に、トランジション・リンク・ボンドの整理についても追記すべきではないでしょうか。2021年9月6日に公表した川崎汽船のトランジション・リンク・ファイナンス・フレームワーク（「令和3年度クライメート・トランジション・ファイナンスモデル事業」への申請を行い、モデル事例としても選定されております）において、ボンド及びローンによるトランジション・ファイナンスを継続的に実施できる体制を整備しております。今後、トランジション・リンク・ボンドによる SDGs に貢献する資金調達も活発となると考えます。	ご指摘の通り、KPI 設定／SPTs 達成型の性質を持つトランジションボンドである「トランジション・リンク・ボンド」を SDGs 債の対象としても、趣旨を損なうおそれはないこと等を踏まえ、「SDGs に貢献する金融商品に関するガイドブック」には、トランジションボンドの説明として、「トランジション・リンク・ボンド」も含まれることを明記することといたします。
違和感がある 1社（G社）	
ご意見	事務局の考え方
（G社） もともと SDGs の個々の目標に達成するに資すると考えられる公募ファイナンスについて証券業界の取組を示すために「SDGs 債」の呼称を採用したと理解しているので、その点を踏まえると対応案2のほうがむしろ望ましいように思われます。（国際的には GSS 債あるいは GSSS 債という言い方がスタンダードになっていますが） 各種原則類を踏まえたものの呼称（総称）としておりますので、対応案2で挙げられているデメリットは低いように思われます。また対応案2であれば設問2のトランジションボンドも取り込むことが可能だと思いますし、今後の市場の新展開にも対応しやすく、且つ証券業界（および発行体）の SDGs 取組としての GSSS 債取組の訴求にもつながりやすいと考えます。	対応案1として整理しつつ、ご意見を踏まえ、「SDGs に貢献する金融商品に関するガイドブック」には、「 発行体のサステナビリティ戦略における文脈に即し、 」との文言を追記することといたします。

●意見照会②（別添 PPT 9 ページ）

トランジションボンドの整理

SDGs 債について次の赤線箇所を明記することとする。

- SDGs の中でも環境・社会へのポジティブなインパクトを有し、一般的にスタンダードとして認められている原則等（例えば、ICMA によるグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンド・ガイドライン、クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック、経済産業省によるクライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針など）に沿った次のような債券
 - ・ 調達資金が SDGs に貢献する事業に充当される債券
 - ・ **KPI 設定／SPTs 達成型の性質を持つ債券**
- 事業全体が SDGs に貢献すると考えられる機関が発行し、インパクト（改善効果）に関する情報開示が適切になされている債券

違和感がない 7社（A社、B社、C社、D社、E社、F社、G社）	
ご意見	事務局の考え方
<p>（D社） 内容は違和感ございませんが、クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針は金融庁、経済産業省、環境省の共管ですのでその旨追記お願いいたします。</p>	<p>ご意見を踏まえ、経産省以外の所管省庁も追記させていただきます。</p>
<p>（A社） PDF8 ページに掲載の対応案の図について、トランジションボンド（ICMA 原則及び経産省基本指針準拠←「ICMA によるグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンド・ガイドライン、クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック、経済産業省によるクライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針など）とご記載下さい。）</p>	<p>対応案の図は、今回の意見照会の便宜のために作成したものであることから、「SDGs に貢献する金融商品に関するガイドブック」に直接掲載することは予定しておりませんが、今後資料として使用する場合は、以下のように修正して表現させていただきます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">SDGsに貢献する金融商品</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">SDGs債</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 60%;"> <p style="text-align: center;">調達資金がSDGsに貢献する事業に 充当される債券</p> <p style="text-align: center;">一般的にスタンダードとして認められている原則に沿った債券 ・グリーンボンド（ICMA原則準拠） ・ソーシャルボンド（ICMA原則準拠） ・サステナビリティボンド（ICMA原則準拠）</p> <p style="text-align: center;">・トランジションボンド（ICMAによるグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンド・ガイドライン、クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック、金融庁・経済産業省・環境省によるクライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針などに準拠）</p> </div> </div> </div>
<p>（G社） 経産省の「基本方針」は基本的には ICMA Climate Transition Finance Handbook に沿ったものであると理解しております。「SDGs 債」にかかる当初の議論で環境省のグリーンボンドガイドラインに言及しなかったのはあくまでも国際的かつ一般的スタンダードに沿ったプロダクト（当初は GSS 債）を「SDGs 債」と総称することにしたことを踏まえるとトランジションファイナンスのスタンダードとして経産省の「基本方針」にここで言及するのは（実際はともかく）若干違和感があります。</p>	<p>ガイドブック枠内本文においては、あえて国際的かつ一般的な基準（ICMA 原則）に限定して明言しており、環境省「グリーンボンドガイドライン」は欄外に注書きとしていますので、整合性の観点から、「基本指針」についても欄外に注書きすることとします。</p>
違和感がある 0社	
ご意見	事務局の考え方
-	-

●意見照会③（別添 PPT11 ページ）

統一呼称／統計情報としてのサステナビリティ・リンク・ボンド、トランジションボンドの整理

サステナビリティ・リンク・ボンド、トランジションボンドについて、統一呼称としてのSDGs債の対象範囲は、公募／私募、国内／国外債の別を問わず広く対象とするものの、統計情報に公表する債券は、データのアベイラビリティに鑑み、2019年10月に地球環境分科会において意見照会を行い定められた範囲、すなわち「日本証券業協会 公社債発行銘柄一覧」でカバーされる国内公募債券について、外部レビューを取得したものを引き続き対象とする。

違和感がない 7社（A社、B社、C社、D社、E社、F社、G社）	
ご意見	事務局の考え方
<p>（D社）</p> <p>違和感はありませんが、新たな基準が出てきた場合に基準の妥当性で議論になるため、分かりやすさの観点から、SDGs債のうちICMA、日本政府によるガイドラインに準拠したものに限定するのは如何でしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、統計情報の対象を明確にするため、日証協ウェブサイトの統計情報公表ページ上の表現を以下の通り修正させていただきます。</p> <p>【HP掲載分抜粋】</p> <p>（修正前）</p> <p>……本資料では、発行体により資金がグリーンプロジェクト、ソーシャルプロジェクト、サステナビリティプロジェクトに充当されることが公表されているものを集計しています。……</p> <p>（修正後）</p> <p>……本資料では、発行体により資金が原則に準拠したグリーンプロジェクト、ソーシャルプロジェクト、サステナビリティプロジェクト、トランジションプロジェクトに充当される債券又はSDGsの実現に貢献するKPI設定／SPTs達成型の性質を持つ債券のうち、外部レビュー（フレームワークの外部レビューを含む）を取得したものを集計しています。……</p>
違和感がある 0社	
ご意見	事務局の考え方
-	-